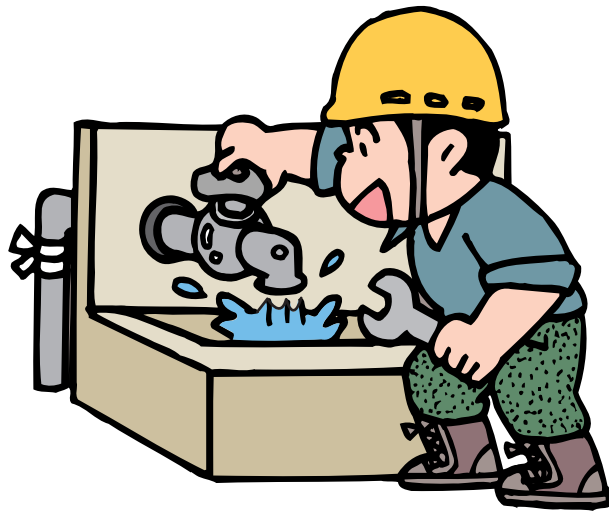


山口市発注の工事における 技術者の配置等について



改訂内容

Ver. 2 (令和 3 年 4 月 1 日改訂)

特例監理技術者を新設する等の改正をした建設業法の一部改正に伴うもの。また、J Vにおける技術者要件等を追加したもの。

Ver. 3 (令和 5 年 1 月 1 日改訂)

監理技術者の配置が必要な下請総額や、技術者の専任を要する請負代金等を改正した建設業法施行令の一部改正に伴うもの。

Ver. 4 (令和 7 年 2 月 1 日改訂)

技術者の専任を要する要件等を改正した建設業法の一部改正に伴うもの。

監理技術者の配置が必要な下請総額や、技術者の専任を要する請負代金等を改正した建設業法施行令の一部改正に伴うもの。

山口市総務部契約監理課

☆☆☆☆☆☆☆☆ も く じ ☆☆☆☆☆☆☆☆

1	建設業法で必要とする技術者等について……………	1
	(1) 建設工事の工事現場に配置すべき技術者	
	①主任技術者とは？（建設業法第 26 条第 1 項）	
	②監理技術者とは？（建設業法第 26 条第 2 項）	
	②-1 専任特例 1 号とは？（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号）	
	②-2 専任特例 2 号、監理技術者補佐とは？（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号）	
	③主任技術者から監理技術者へ変更する場合	
	④専門技術者（建設業法第 26 条の 2）	
	⑤特定専門工事の主任技術者（建設業法第 26 条の 3）	
	(2) 営業所技術者等（建設業法第 7 条第 2 号、同法第 15 条第 2 号）	
	(3) 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第 26 条第 3 項）	
	(4) 専任の主任技術者の兼務（建設業法施行令第 27 条第 2 項）	
	(5) 現場代理人（建設業法第 19 条の 2 第 1 項）	
	(6) 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係	
	(7) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件	
	(8) JV 工事における技術者の配置	
2	条件付一般競争入札等の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者について…	13
	(1) 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者の調書を求める場合	
	(2) 配置予定技術者の確認資料	
	①配置予定技術者の資格を証明するもの	
	②直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの	
	③専任特例 1 号等又は営業所技術者等の配置を予定している場合の確認事項	
	(3) 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者の調書を求めない場合	
3	現場配置技術者の変更について……………	21
	(1) 監理技術者制度運用マニュアルの趣旨に基づき、監理技術者等の変更は、原則として認めません。	
	(2) 受注者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準	
	①工事現場の専任義務を要する工事	
	②工事現場の専任義務を要しない工事	
	③技術者の変更が認められた場合の共通条件	
4	建設業許可の概要について……………	24
	(1) 建設業許可の概要	
	①建設業の許可	
	(2) 許可の区分	
	①大臣許可と知事許可	
	②一般建設業と特定建設業	
	③営業所任技術者等の技術資格要件とは？	
	④業種別許可制	

1 建設業法で必要とする技術者等について

(1) 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

①主任技術者とは？（建設業法第 26 条第 1 項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

②監理技術者とは？（建設業法第 26 条第 2 項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

②-1 専任特例 1 号とは？（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号）

建設業法等の一部改正に伴い、令和 6 年 12 月 13 日以降は、工事現場に専任で置くべき監理技術者又は主任技術者について、一定の条件を満たした場合は、特例で専任を要しないこととされ、2 現場まで兼務が可能となりました。以下、当該監理技術者又は主任技術者を「専任特例 1 号」といいます。

②-2 専任特例 2 号、監理技術者補佐とは？（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号）

建設業法等の一部改正に伴い、令和 2 年 10 月 1 日以降は、工事現場に専任で置くべき監理技術者について、当該監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で工事現場に置く場合には、専任を要しないこととされ、2 現場まで兼務が可能となりました。当該監理技術者を「特例監理技術者」といいましたが、建設業法の一部改正に伴い、令和 6 年 12 月 13 日以降は、「特例監理技術者」という呼称はなくなりました。以下、当該監理技術者を「専任特例 2 号」といいます。

③主任技術者から監理技術者へ変更する場合

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

④専門技術者（建設業法第 26 条の 2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

⑤特定専門工事の主任技術者（建設業法第 26 条の 3）

『主任技術者の配置義務の合理化』として、令和 2 年 10 月 1 日から、専門工事のうち施工技術が画一的である等として政令で定める「特定専門工事」（※ 1）については、元請の主任技術者（※ 2）は、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができます。

（※）…下請代金の合計額が 4,500 万円未満の「鉄筋工事」及び「型枠工事」です。

（※）…その工種の指導監督的実務経験を 1 年以上有する者で、工事現場に専任している者に限ります。

(2) 営業所技術者等（建設業法第7条第2号、同法第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

◎ 営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者及び監理技術者にはなりません。

※現場代理人との兼務もできません。

※専任特例1号、専任特例2号又は監理技術者補佐との兼務もできません。

◎ 建設業法等の一部改正に伴い、以下の①から③の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができます。なお、専任特例1号又は専任特例2号（以下「専任特例1号等」という。）を活用する場合との併用はできません。また、①から③の併用はできません。

①主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省令和7年1月28日改正）（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）三（監理技術者等の専任）（2）①1）～7）を満たしていること。なお、同マニュアル三（2）①2）について、「当該工事現と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、同（2）①6）ロについては、所属する営業所の名称を加え、同三（2）①6）二（イ）については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える等が必要のため留意が必要である。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

②主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）。

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接（概ね10km）していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

③主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（②の場合以外）

①の要件を全て満たすこと（同三（2）①1）は除く）。

◎ 上記①から③の要件を満たす場合においては、営業所技術者又は特定営業所技術者が、主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることが認められますが、**建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。**

兼任が可能な工事かどうか、工事現場の状況等によって個別に判断する必要がありますので、事前に監督員に確認をしてください。

◎ 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所技術者等を兼ねることができます。

◎ 営業所技術者等が建設業の許可基準の一つである経營業務の管理責任者の要件を満たしていれば、これを兼ねることもできます。

(3) 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第 26 条第 3 項）

請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

◆ 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） （土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園）			指定建設業以外（左以外の 22 業種）		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業者に必要な技術者の資格要件		①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	5,000万円以上 ※ 1	5,000 万円未満 ※ 1	5,000 万円以上は契約できない ※ 1	5,000 万円以上 ※ 1	5,000 万円未満 ※ 1	5,000 万円以上は契約できない ※ 1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①国家資格者 ②実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が 4,500 万円（※ 2）以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	国、公共団体等発注の場合は必要		必要なし	国、公共団体等発注の場合は必要		必要なし
監理技術者講習受講の必要性							

※ 1 建築一式工事の場合：8,000 万円

※ 2 建築一式工事の場合：9,000 万円

(4) 専任の主任技術者の兼務（建設業法施行令第 27 条第 2 項）

建設業法施行令第 27 条第 2 項において、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるとされていますが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととします。

なお、当該規定については監理技術者、専任特例 2 号及び監理技術者補佐には適用されません。

兼務が可能な工事かどうか、工事現場の状況等によって個別に判断する必要がありますので、事前に監督員に確認をしてください。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、建設工事の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当します。

※「施工にあたり相互に調整を要する工事」について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請業者で施工する場合等も含まれます。

※「建設工事の相互の間隔が 10 km 程度」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断します（極端な迂回が生じる等、工事現場間の移動が容易でない場合には適用しません。）。

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」の例

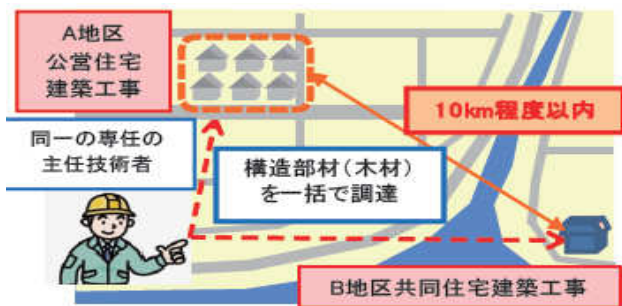
- ・連続する河川（本・支流）における同種・類似工事
- ・国道、県道、市道等における同種・類似工事等

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・工事間で土砂等を流用する工事
- ・工事用道路を共有する工事
- ・現道規制の調整を要する工事
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
- ・相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する工事 等

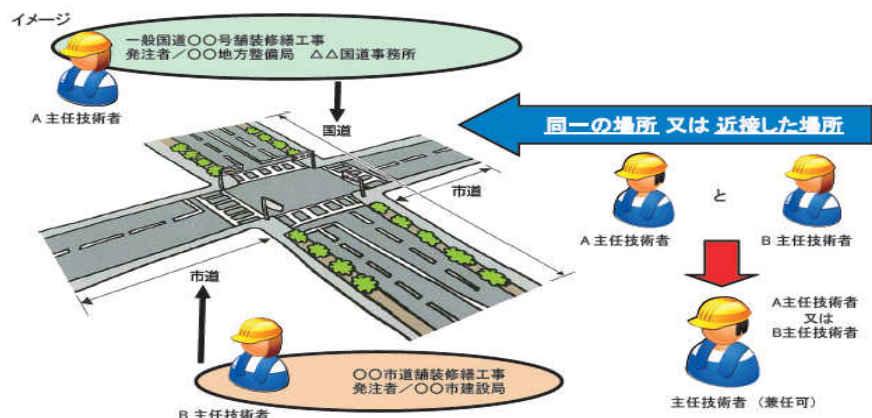
② ①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、**原則2件程度**とします。

③ ①及び②の適用にあたっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、発注者（監督員）が承諾することにより兼務を認めます。
受注者は兼務の申し出を行う場合は、監督員に兼務を希望する工事間の位置関係（距離）がわかる位置図を提出してください。



このほか、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結されることで工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額の合計が 5,000 万円

（建築工事一式の場合は 8,000 万円）以上になる場合には、専任の主任技術者から監理技術者に配置技術者を変更する必要があります。



(5) 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手に通知すべきことを規定していますが、権限等については、規定されていません。しかし、山口市では、約款により、現場代理人の権限や工事現場への常駐について、以下のように規定しています。

約款第 10 条

- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、**工事現場に常駐し**、その運営及び取締りを行うほか、請負代金の額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の措置及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

ここでいう常駐とは、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

現場代理人の兼務について

山口市現場代理人等取扱要領において、他の工事の現場代理人又は主任技術者との兼務の要件を定めています。

山口市現場代理人等取扱要領

(兼務)

第 4 条 受注者は次の第 1 号の要件のいずれかを満たすとともに、第 2 号の要件の全てを満たす場合は、最初に受注した工事の現場代理人を他の工事の現場代理人等（※）として配置できるものとする。（※）…現場代理人等とは、現場代理人又は主任技術者をいう。

(1) 個別要件

- ア 密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は近接（50m 以内）した場所で施工する場合
- イ 建設業法施行令第 27 条第 2 項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合
- ウ 以下の要件をいずれも満たす場合
 - (ア) 兼務する工事契約が 3 件以内であること。
 - (イ) それぞれの契約金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満であること。

(2) 共通要件

- ア 兼務する工事現場がいずれも山口市内であること。
- イ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。
- ウ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
- エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- オ 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

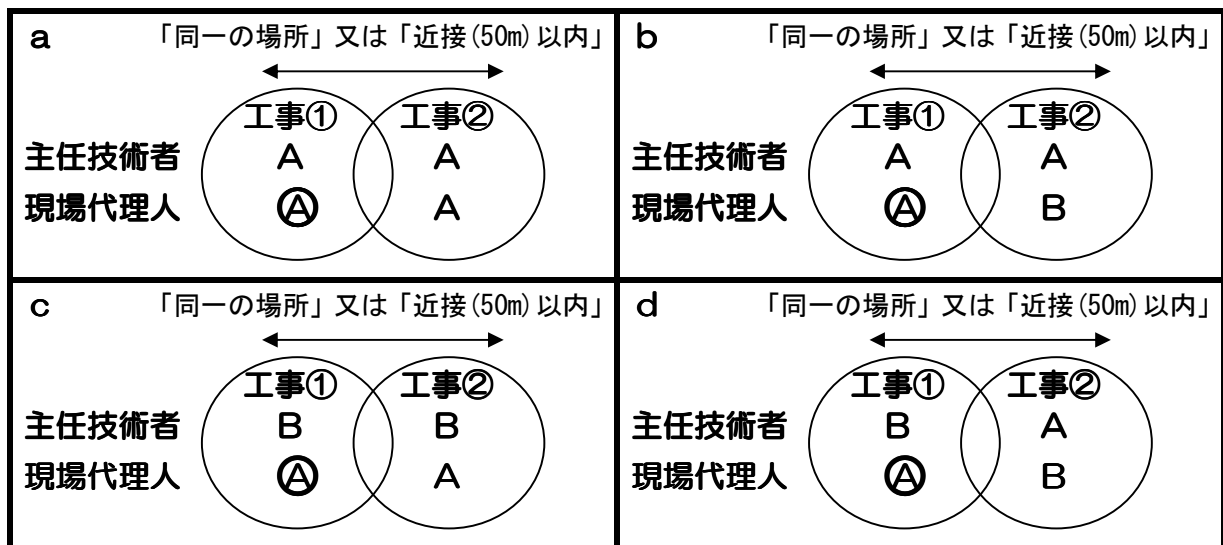
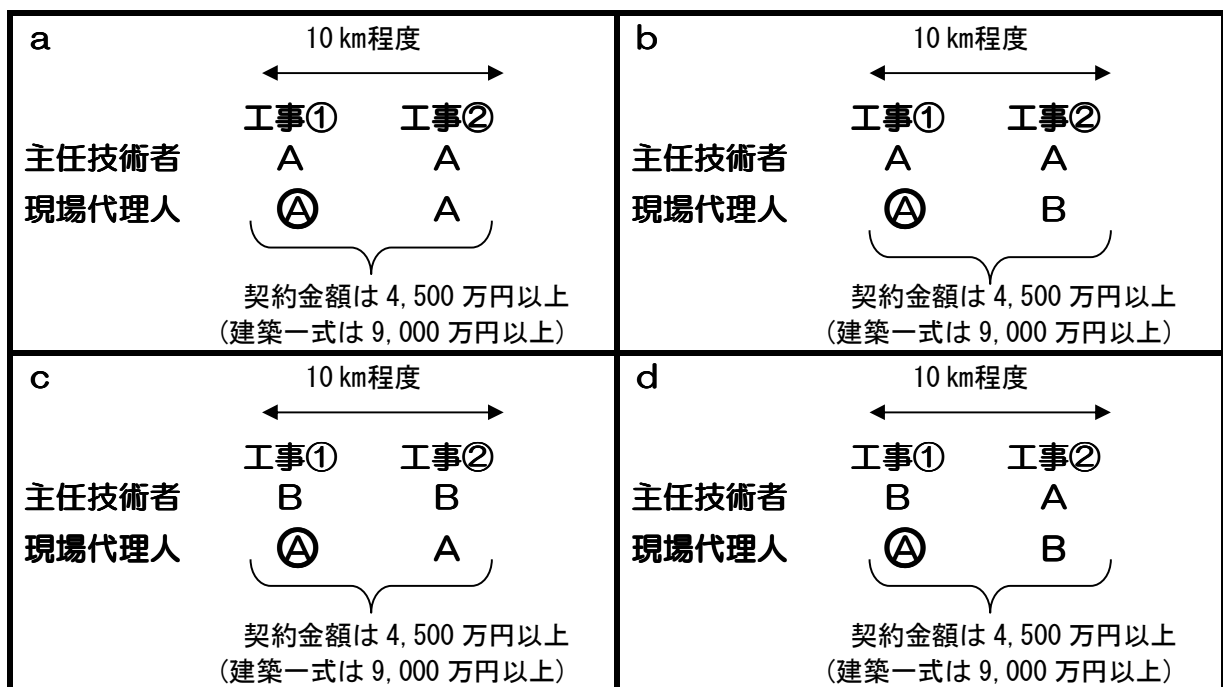
次の別表「現場代理人の兼務に関する取扱いについて」をあわせて参照してください。

別表 現場代理人の兼務に関する取扱いについて

受注者は次の第1号の要件のいずれかを満たすとともに、第2号の要件の全てを満たす場合は、最初に受注した工事の現場代理人を他の工事の現場代理人等として配置できるものとする。
(山口市現場代理人等取扱要領の解説)

(個別要件)次のア～ウのいずれかを満たすこと

※現場代理人Ⓐの兼務できる要件を示しています。

ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合**イ 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合**

ウ 以下の(ア)(イ)の要件をいずれも満たす場合**(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。****(イ) それぞれの契約金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満であること。**

a <table><tr><td></td><td>工事①</td><td>工事②</td><td>工事③</td></tr><tr><td>主任技術者</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr><tr><td>現場代理人</td><td>Ⓐ</td><td>A</td><td>A</td></tr></table> それぞれの契約金額は 4,500 万円未満 (建築一式は 9,000 万円未満)		工事①	工事②	工事③	主任技術者	A	A	A	現場代理人	Ⓐ	A	A	b <table><tr><td></td><td>工事①</td><td>工事②</td><td>工事③</td></tr><tr><td>主任技術者</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr><tr><td>現場代理人</td><td>Ⓐ</td><td>B</td><td>B</td></tr></table> それぞれの契約金額は 4,500 万円未満 (建築一式は 9,000 万円未満)		工事①	工事②	工事③	主任技術者	A	A	A	現場代理人	Ⓐ	B	B
	工事①	工事②	工事③																						
主任技術者	A	A	A																						
現場代理人	Ⓐ	A	A																						
	工事①	工事②	工事③																						
主任技術者	A	A	A																						
現場代理人	Ⓐ	B	B																						
c <table><tr><td></td><td>工事①</td><td>工事②</td><td>工事③</td></tr><tr><td>主任技術者</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr><tr><td>現場代理人</td><td>Ⓐ</td><td>A</td><td>A</td></tr></table> それぞれの契約金額は 4,500 万円未満 (建築一式は 9,000 万円未満)		工事①	工事②	工事③	主任技術者	B	C	D	現場代理人	Ⓐ	A	A	d <table><tr><td></td><td>工事①</td><td>工事②</td><td>工事③</td></tr><tr><td>主任技術者</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td></tr><tr><td>現場代理人</td><td>Ⓐ</td><td>B</td><td>C</td></tr></table> それぞれの契約金額は 4,500 万円未満 (建築一式は 9,000 万円未満)		工事①	工事②	工事③	主任技術者	B	A	A	現場代理人	Ⓐ	B	C
	工事①	工事②	工事③																						
主任技術者	B	C	D																						
現場代理人	Ⓐ	A	A																						
	工事①	工事②	工事③																						
主任技術者	B	A	A																						
現場代理人	Ⓐ	B	C																						
e <table><tr><td></td><td>工事①</td><td>工事②</td><td>工事③</td><td>工事④</td></tr><tr><td>主任技術者</td><td>B</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td></tr><tr><td>現場代理人</td><td>Ⓐ</td><td>A</td><td>A</td><td>C</td></tr></table> それぞれの契約金額は 4,500 万円未満 (建築一式は 9,000 万円未満)			工事①	工事②	工事③	工事④	主任技術者	B	B	A	A	現場代理人	Ⓐ	A	A	C	兼務する工事の件数が 4 件以上となる場合は、認められない。								
	工事①	工事②	工事③	工事④																					
主任技術者	B	B	A	A																					
現場代理人	Ⓐ	A	A	C																					

(共通要件)次のア～オの全てを満たすこと

- ア 兼務する工事現場がいずれも山口市内であること。
 イ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。
 ウ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
 エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
 オ 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

兼務が可能な工事かどうか、工事現場の状況等によって個別に判断する必要がありますので、事前に監督員に確認をしてください。

現場代理人の変更について

山口市現場代理人等取扱要領
(現場代理人の変更)

第8条 受注者は、現場代理人に変更があるときは、すみやかに変更した現場代理人等選任届を発注者に提出するものとする。

(6) 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。）については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような技術者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

※ 発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札等の申込みを行う日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

なお、震災等の自然災害の発生またはその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

ここで、「入札等の申込みを行う日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札＝入札の執行日

（事前審査において配置技術者の審査を行うときは、入札参加資格確認申請日）

指名競争入札＝入札の執行日

随意契約＝見積書の提出日

(7) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件

◎建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

①専任特例1号の主任技術者又は監理技術者を配置する場合

専任特例1号の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」の専任特例1号の要件を満たさなければならない。

②専任特例2号の監理技術者を配置する場合

専任特例2号の監理技術者を配置する場合は、以下のア及びイの要件を全て満たさなければならない。

ア 兼務対象工事

以下の条件を全て満たす工事

（ア）設計額（税込）が3億円未満（営繕系工事の場合は2億円未満）の工事

（イ）工事の技術的難易度について、監理技術者の兼務に支障がない程度であると、発注者が認めた工事

イ 兼務要件

以下の要件を全て満たさなければならない

（ア）監理技術者補佐を専任で配置すること。

（イ）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技

術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(エ) 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(オ) 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10 km 以内の工事でなければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。

(カ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

(キ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

③営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者を配置する場合

営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二二監理技術者等の設置(5)営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」の要件を満たさなければならない。

④確認事項

専任特例 2 号及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。(現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。)

ただし、専任特例 2 号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め 2 工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合、常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。

なお、上記に記載のない内容については、監理技術者制度運用マニュアルによる。

＜留意事項＞

- 1 専任特例 1 号等の配置又は営業所技術者等の職務の兼務の認否は、入札公告又は指名通知における特記仕様書等に明記します(令和 6 年 12 月 13 日より前に発注した工事については、監督員に個別に確認してください。)
- 2 低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の配置技術者は、この取扱いに関わらず専任となります。
- 3 専任特例 1 号等又は営業所技術者等が兼務する主任技術者又は監理技術者に求められる職務は、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理であることに変わりはありません。

兼務が可能な工事かどうか、工事現場の状況等によって個別に判断する必要がありますので、事前に監督員に確認をしてください。

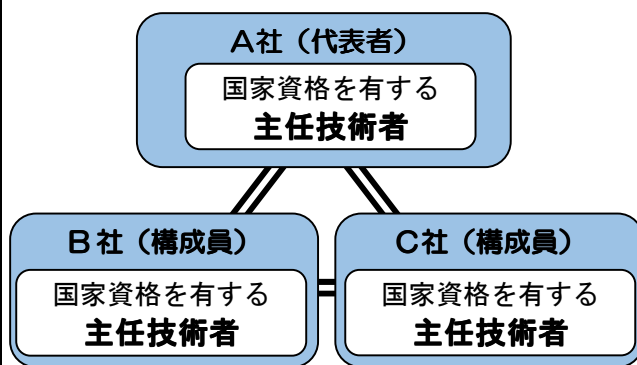
(8) JV工事における技術者の配置

JV工事(ここでは特定建設工事共同企業体の共同施工方式(甲型)に限るものとし、分担施工方式(乙型)及び経常建設共同企業体は除きます。)における技術者の配置については、次のとおりとします。

詳細については、山口市特定建設工事共同企業体取扱要綱(No.20)もあわせて参照してください。

●下請代金の総額が 5,000 万円(建築一式は 8,000 万円)未満の場合

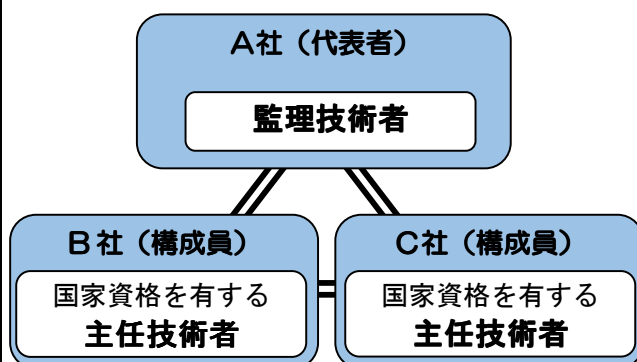
共同企業体



- ①全ての構成員が主任技術者を配置
注) 国家資格を有すること。
- ②発注者からの請け負った建設工事の請負代金の額が4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合、主任技術者の全員が、当該工事に専任

●下請代金の総額が 5,000 万円(建築一式は 8,000 万円)以上の場合

共同企業体



- ①構成員のうち1社(通常は代表者)が監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置

2 条件付一般競争入札等の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者について

(1) 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者の調書を求める場合

入札参加資格確認申請時に専任を求める配置予定技術者の調書の提出を求める場合は、1 人の技術者で複数の工事に入札参加申請をすることはできません。参加しようとする入札案件ごとに、別の配置予定技術者が必要です。

また、先に公告のあった工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできません。

配置予定技術者については下記の条件を満たす必要があります。

- ①受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）があり、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事の場合は、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- ②入札に参加しようとする 1 件の工事につき、1 人の監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請予定総額 5,000 万円（建築一式は 8,000 万円）未満の場合は主任技術者）を配置予定技術者として入札参加申請すること。
（1 人の技術者で複数の工事に入札参加申請をすることはできない。また、先に公告のあった工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできない。）
- ③現在、他工事に配置している技術者又は現場代理人を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に配置可能な技術者として認めること。
（配置可能な技術者として認められる場合は、現在配置している工事の完成検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている場合、又は、後述 3 で示す途中交代が認められることが証明される場合に限る。）
- ④入札参加資格確認申請書の提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合はすべての候補者について条件を満足すること。
（条件を満たす 2 名の技術者がいる場合、2 つの工事にその 2 名の技術者を配置予定技術者の候補者として、技術者調書に記載して入札参加資格確認申請をすることは可能）
- ⑤入札参加資格確認申請書の提出時に、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料（以下「確認資料」という。）が提出できること。
- ⑥期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、山口市の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定後に判明した場合は、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。
- ⑦営業所技術者等を配置予定技術者とし、かつ工事現場に専任とする場合は、後任の営業所技術者等の候補者の氏名並びに現在の所属及び他の工事現場の専任技術者でないことについて、書面（書式は任意）で提出すること。
- ⑧専任特例 1 号等又は営業所技術者等の配置を条件により認める工事において、専任特例 1 号等の配置を予定する場合は、次の（2）に示す書類を提出すること。

(2) 配置予定技術者の確認資料

①配置予定技術者の資格を証明するもの

ア 監理技術者（専任特例 1 号等又は特例営業所技術者が兼ねる場合の監理技術者を含む。）

（ア）監理技術者資格者証（表・裏）の写し

（イ）監理技術者講習修了履歴の写し。ただし、平成 28 年 6 月 1 日以降に資格者証または修了履歴の交付を受けるまでは、従前どおり、監理技術者講習修了証の写し。

平成 28 年 6 月 1 日から、「監理技術者講習修了証」が「監理技術者資格者証」（裏面）に統合される（監理技術者講習修了証は交付されない。）ため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することになります。

イ 主任技術者（専任特例 1 号又は営業所技術者等が兼ねる場合の主任技術者を含む。）

次のいずれかの資料を提出してください。

（ア）資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）

（イ）経歴書（実務経験による技術者の場合）

②直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

市から直接請け負う建設業者の監理技術者・主任技術者は、恒常的な雇用 3 ヶ月の確認が必要となります。そのため以下のとおり雇用状況の確認を行いますので、現場配置技術者に関する書類を提出する際に併せて提出(一部提示)をお願いします。

●確認時期について

ア 条件付一般競争入札の場合

通常は契約時に、コピーを提示していただき確認します。

しかし、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者の提出を求める場合に限り、入札の申し込みをした全業者を対象に、入札申し込み受付最終日以前 3 ヶ月の雇用の確認をします。（写しによる確認）

イ 指名競争入札の場合

契約業者に対して、現場配置技術者が契約日以前 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類のコピーを提示していただき確認します。

●確認方法

ア 監理技術者資格者証の写し

イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し（監理技術者資格者証で 3 ヶ月以上の雇用が確認できない場合に限り必要）

注）健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等とは、技術者氏名と資格取得年月日と事業所名が明記されている「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し」及び「雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写し」とします。

ウ 所属会社の雇用証明書の写し

エ 上記ア～ウで確認できない場合

住民税の特別徴収税額通知書及び賃金台帳又はそれに類する書類(3ヶ月間の特別徴収税額が確認できるものに限る)の写し

オ 上記ア～エで確認できない場合は、次の書類すべてを提出してください。

- ①前年の源泉徴収票発行控え(原本)及び市区町村が発行する所得証明書(写し可)
- ②賃金台帳又はそれに類する給与の支払いに関する書類(3ヶ月分)
- ③所得税源泉徴収簿(3ヶ月分)
- ④出勤簿又はそれに類する給与に関する書類(3ヶ月間)

注) 最低賃金以下等、著しく賃金が低い場合は雇用として認めない場合があります。

- ・出勤日数が著しく少ない場合は雇用として認めない場合があります。
- ・法的な義務がなく上記の書類が提出できない場合は工事発注課にご相談ください。
- ・法的義務が有るにもかかわらず、履行しないために提出できない場合は認めません。

③専任特例 1 号等又は営業所技術者等の配置を予定している場合の確認事項

入札参加申請の際に配置予定技術者の資格等の調書の添付を求める場合で、かつ、専任特例 1 号等又は営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合(ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。)は以下のとおりとする。なお、入札参加申請の際に配置予定技術者の資格等の調書の添付を求めない場合は、落札決定後速やかに監督員に同様の資料を提出すること。

ア 専任特例 1 号の配置を予定している場合

専任特例 1 号の配置を条件により認める工事において、専任特例 1 号の配置を予定する場合には、「専任特例 1 号の配置を予定している場合の確認事項」(様式第 1-1 号)を添付するものとし、この添付があることをもって兼務可能であるものとして、入札参加資格の確認を行うものとする。

この場合において、落札決定後、専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者を配置することとなる場合(入札参加資格確認申請時に前記の様式第 1-1 号の添付があるものに限る。)、要件を満たすことの確認のため、速やかに確認できる資料(「監理技術者制度運用マニュアル三(2)①⑥」に規定する「人員の配置を示す計画書」)を提出するものとする。

イ 専任特例 2 号の配置を予定している場合

専任特例 2 号の配置を条件により認める工事において、専任特例 2 号の配置を予定する場合には、「専任特例 2 号の配置を予定している場合の確認事項」(様式第 1-2 号)を添付するものとし、この添付があることをもって兼務可能であるものとして、入札参加資格の確認を行うものとする。

この場合において、落札決定後、専任特例 2 号の監理技術者を配置することとなる場合(入札参加資格確認申請時に前記の様式第 1-2 号の添付があるものに限る。)、要件を満たすことの確認を行うため、速やかに「監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料」(別記 1)のとおり資料提出を求め、確認を行うものとする。

ウ 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合

営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を条件により認める工事において、営業所技術者等の配置を予定する場合には、「営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」(様式第 1-3 号) を添付するものとし、この添付があることをもって兼務可能であるものとして、入札参加資格の確認を行うものとする。

この場合において、落札決定後、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置することとなる場合(入札参加資格確認申請時に前記の様式第 1-3 号の添付があるものに限る。)、要件を満たすことの確認のため、速やかに確認できる資料(「監理技術者制度運用マニュアル三(2)①6」に規定する「人員の配置を示す計画書」)を提出するものとする。

(3) 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者の調書を求めない場合

技術者については、工事の開始時までには配置すればよいとため、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者の調書の提出を求めないこともあります。

この場合、例えば A 工事と B 工事の複数の入札で専任の配置予定技術者が求められているときに、同じ技術者を配置予定技術者として入札に参加することができますが、A 工事を先に落札した場合は A 工事について契約していただくこととなります。また、B 工事については指定した期限までに入札辞退届を提出してください。

※落札した工事の契約を辞退することとなった場合は、契約締結拒否となり指名停止となりますので注意してください。

専任特例 1 号の配置を予定している場合の確認事項

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

本工事に、専任特例 1 号の配置を行う予定である場合に、□に、「レ」又は「■」と記載した上で、添付すること。

☐	各建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）である。
☐	兼務を予定している工事現場間の距離が、同一の当該技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね 2 時間以内（片道）である。
☐	下請次数が 3 次以内である
☐	当該建設現場に連絡員を配置すること。（土木一式工事及び建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者であること）
☐	当該工事現場の施工体制を当該技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。）
☐	入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備えおくこと。
☐	当該技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
☐	兼務する建設工事の数は、本工事を含め 2 件までとする。
☐	上記項目を全て満たしている。

注 条件付一般競争入札参加申請書の審査時においては、本資料（□欄に、「レ」又は「■」の記載があり）の添付をもって専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者の配置を認めるものとするが、落札決定後、要件を満たしていることを確認するため、確認できる資料（人員の配置を示す計画書）を速やかに提出すること。

様式第 1 - 2 号

(No.91)

専任特例 2 号の配置を予定している場合の確認事項

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

本工事に、専任特例 2 号の場合の配置を行う予定である場合、□に「レ」又は「■」と記載したうえで、添付すること。

☐	建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
☐	同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
☐	監理技術者が兼務を予定する他工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10 km 以内である。
☐	上記項目を全て満たしている。

注 条件付一般競争入札参加申請書の審査時には、本資料（□欄に、「レ」又は「■」の記載があり）の添付をもって専任特例 2 号の監理技術者の配置を認めるものとするが、落札決定後、要件を満たしていることを確認するため、確認できる資料を速やかに提出すること。

営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

工 事 名 : _____
 商号又は名称 : _____

本工事に、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う予定である場合に、□に、「レ」又は「■」と記載した上で、添付すること。

☐	営業所技術者又は特定営業所技術者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である。
☐	各建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）である。
☐	営業所と当該工事現場間の距離が、同一の当該技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、営業所と当該工事現場との間の移動時間が概ね 2 時間以内（片道）である。
☐	下請次数が 3 次以内である
☐	当該建設工事に連絡員を配置すること。（土木一式工事及び建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者であること）
☐	当該工事現場の施工体制を当該技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。）
☐	入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備えおくこと。
☐	当該技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
☐	兼務する建設工事の数は、本工事を含め 1 件までとする。
☐	上記項目を全て満たしている。

注 条件付一般競争入札参加申請書の審査時においては、本資料（□欄に、「レ」又は「■」の記載があり）の添付をもって営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を認めるものとするが、落札決定後、要件を満たしていることを確認するため、確認できる資料（人員の配置を示す計画書）を速やかに提出すること。

別記第 1 号

(No.91)

専任特例 2 号の監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料

項目	要件	確認書類
監理技術者補佐	監理技術者補佐の資格を有すること	一級土木施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格の合格証の写し、又は、監理技術者資格者証の写し
	直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること	監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写しなど ※有効期限内の健康保険被保険者証の写し（最長で令和7年12月1日まで）
兼務する他の工事	同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとすること	監理技術者が兼務する工事のコリンズの写しなど
他の工事との距離	兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10 k m 以内であること	本工事場所と他工事の距離や位置が確認できる資料
兼務する場合の施工体制	以下の点について明らかにすること ・ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行する ・ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制をとる ・ 監理技術者補佐が担う業務等	業務分担、連絡体制等を記載した書類

3 現場配置技術者の変更について

- (1) 監理技術者制度運用マニュアルの趣旨に基づき、監理技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の変更は、原則として認めません。

■監理技術者制度運用マニュアル（抜粋）

二 監理技術者等の設置

二一二 監理技術者等の配置

(4) 監理技術者等の途中交代

- ① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により注文者との間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

※「一 趣旨」において、「監理技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）」と定義あり。

(2) 受注者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準

①工事現場の専任義務を要する工事

4,500 万円（建築一式は 9,000 万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のアからクのいずれかに該当し、かつ、下記③の条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

ア 死亡

受注者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合
（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めません。）

イ 傷病、出産、育児及び介護

受注者から、「該当技術者本人が傷病のため当該工事現場に専任して職務を遂行できない場合、又は出産、育児及び介護のため、休業又は所定労働時間の短縮などをした若しくはする」旨の通知があった場合

この際、受注者にその事実が確認できる資料の写しの提出を求め、契約担当者が交代が必要であると判断される場合に限りです。

注：事実が確認できる書類として、診断書の写しが提出される場合は、本人了解済みの旨を余白に記載の上、本人の記名を求めること。また、原本と相違ない旨を余白に記載の上、受注者の担当者氏名及び連絡先の記載を求めること。

ウ 退職

受注者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合
（該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。）

エ 転勤

単なる受注者の都合による転勤ではなく、該当技術者本人の人道上やむを得ないと判断される理由による場合

（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求めます。）

オ 工期延長

受注者の責によらない理由による工事中止又は工事内容の大幅な変更による工期延長（下記※）となったとき（延長期間が当初工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超える場合を目安とする。）。

※次のような場合が想定される（これらに限定されるものではない）。

- 1 発注者の責によるものとして、例えば「用地調整」「占用物件調整」等によって、一時中止をかけたことによる工期延長
- 2 現場条件によるものとして、例えば「地質条件」「工法変更」等によって、一時中止をかけたことによる工期延長

カ 工場製作を含む工事

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作から現地での施工へ移行する場合

キ 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合

ク 災害によるもの

監理技術者等が災害により職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合

この際、受注者にその事実が確認できる資料の写しの提出を求め、契約担当者が交代が必要であると判断される場合に限ります。

②工事現場の専任義務を要しない工事

4,500 万円（建築一式 9,000 万円）未満の工事については、下記③条件を満足していれば、受注者からの協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記①と同様の取扱いとします。

③技術者の変更が認められた場合の共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等（条件等に適合している等）以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

★重複配置期間の基準

（ア）トンネル等長期工事で、かつ残工事が全体工期の 1/2 以上	：	1 ヶ月
（イ）（ア）以外で工事の残工期が6ヶ月以上	：	1 週間
（ウ）（ア）（イ）以外	：	3 日程度

4 建設業許可の概要について

(1) 建設業許可の概要

①建設業の許可

建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第3条の規定に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。

ただし、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する場合は、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています。

「軽微な建設工事」とは？

軽微な建設工事は、次の2つのケースを指します。

(1) 建築一式工事については、工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事、又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事

※請負代金の額か延べ面積のどちらか一方の要件を満たしていれば、許可がなくても請け負うことができます。つまり、請負代金が2,000万円でも、延べ面積が150㎡未満であれば、(1)に該当するということになります。

▲「木造」…建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの

▲「住宅」…住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの

(2) 建築一式工事以外の建設工事については、工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事

金額は税込みですか？

税込みです。

上記(1)の1,500万円、(2)の500万円を含め、建設業法、建設業法施行令及び建設業法施行規則の規定中でてくる「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、すべて消費税及び地方消費税の額を含む額となっています。

参考文献

●建設業法

(建設業の許可)

第3条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、2以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

一 建設業を営もうとする者であって、次号に掲げる者以外のもの

二 建設業を営もうとする者であって、その営業にあたって、その者が発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が2以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

3 第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の

満了の日の翌日から起算するものとする。

- 6 第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第1項第2号監理に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

●建設業法施行令

（支店に準ずる営業所）

第1条 建設業法（以下「法」という。）第3条第1項の政令で定める支店に準ずる営業所は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とする。

（法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事）

第1条の2 法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とする。

2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

3 注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第1項の請負代金の額とする。

（法第3条第1項第二号の金額）

第2条 法第3条第1項第二号の政令で定める金額は、5,000万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、8,000万円とする。

(2) 許可の区分

①大臣許可と知事許可

建設業の許可は、国土交通大臣又は都道府県知事が行います。

この区分は営業所の所在地により、2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣が、1の都道府県内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事が、それぞれ建設業の許可を行います。

(例)

本店、支店等、全ての営業所が山口県内にある場合	山口県知事許可
本店が山口県にあり、支店が広島県にある場合	国土交通大臣許可

注)山口本店では「土木工事業」と「電気工事業」を行い、広島支店では「電気工事業」のみを行おうとする場合、「土木工事業」については山口県内のみの店舗となりますが、許可を取得しようとする業種のうち、1つでも複数の都道府県の区域内に営業所を設けて営業を行おうとする場合(ここでいう「電気工事業」)、国土交通大臣の許可を受けなければならないことになります。

「営業所」とは？

営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も、ここでいう営業所となります。ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。

上記のとおり、大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分けされるものですので、営業し得る区域又は建設工事を施工し得る区域には何ら制限はありません。(→山口県知事許可の建設業者であっても、建設工事の施工は全国どこでも行えます。)

②一般建設業と特定建設業

建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分して行います。

この区分は、発注者から直接請け負う工事1件につき、5,000万円(建築工事業の場合は8,000万円)以上となる下請契約を締結するか否かで区分けされます。

具体的には次のとおりです。

(例)

発注者から直接請け負った1件の工事について、5,000万円(建築工事業の場合は8,000万円)以上となる下請契約を締結する場合	特定建設業の許可が必要
上記以外	一般建設業の許可で差し支えありません

*発注者から直接請け負う請負金額については、一般・特定にかかわらず、制限はありません。
発注者から直接請け負った1件の工事が比較的規模の大きな工事であっても、その大半を自社で直営施工するなど、下請契約の総額が5,000万円(建築工事業の場合は8,000万円)未満となることが常であれば、一般建設業の許可でも差し支えありません。

*上記の下請負代金の制限は、発注者から直接請け負う建設工事(建設業者)に対してのもので、下請負人として工事を施工する場合には、このような制限はかかりません。

③営業所技術者等の技術資格要件とは？

一般的には、一般建設業・特定建設業ごとに、次の表のとおりです。

詳細は、次の国土交通省のウェブサイト等を参照してください。

●国土交通省 建設産業・不動産業＞建設業＞許可の要件

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000082.html

- 国土交通省 中国地方整備局 ウェブサイト「建設業許可に関する事務」に掲載されている『建設業許可申請の手引き〈中国地方整備局管内の大臣許可業者向け〉』

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kyoka/index.html>

※令和 5 年 1 月 1 日改訂版においては、「2－3 専任技術者（p 7）」

【一般建設業許可】（主任技術者の要件も同様）

No.	実 務 経 験 内 容	建設業法	内 容
1	指定学科修了者で、高卒後 5 年以上若しくは大卒後 3 年以上の実務経験者	法第 7 条第 2 号監理イ該当者	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、高等学校・中等教育学校・専門学校（専修学校専門課程）を卒業後 5 年以上又は大学・短大・高等専門学校・専門学校（専門士又は高度専門士）卒業後 3 年以上の実務経験をお持ちの方で、それぞれ在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科（指定学科）を修めている方
2	10 年以上の実務経験者	法第 7 条第 2 号監理ロ該当者	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10 年以上の実務経験をお持ちの方
3	国土交通大臣が上記 1 又は 2 と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者	法第 7 条第 2 号監理ハ該当者	- 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で、指定学科合格後 5 年以上、又は旧専門学校卒業程度検定規程による検定で指定学科合格後 3 年以上の実務経験をお持ちの方（法施行規則第 7 条の 3 第 1 号該当者） - その他
4	国家資格者・・・ 許可を受けようとする建設業に係る、指定の資格を有する者	法第 7 条第 2 号監理ハ該当者	許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された技術検定、技能検定等に合格された方（法施行規則第 7 条の 3 第 2 号監理該当者）

【特定建設業許可】（監理技術者の要件も同様（なお、監理技術者資格者証が必要））

No.	実 務 経 験 内 容	建設業法	内 容
1	国家資格者	法第 15 条第 2 号監理イ該当者	許可を受けようとする建設業の種類ごとに定められた、技術検定等の合格者又は免許を受けた者
2	指導監督の実務経験を有する者	法第 15 条第 2 号監理ロ該当者	前述の一般建設業の許可を受ける場合の専任技術者たる要件を満たしている方で、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が 5,000 万円以上であるものについて 2 年以上指導監督的な実務経験をお持ちの方 ※指導監督的な実務経験とは？…建設工事の設計、施工の全般について工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。 ※指定建設業 7 業種（土木・建築・電気・管・鋼構造物・ほ装・造園）は除きます。
3	国土交通大臣が上記 1 又は 2 と同等以上の能力を有すると認定した者	法第 15 条第 2 号監理ハ該当者	- 国土交通大臣特別認定者（建設省告示第 128 号（平成元年 1 月 30 日）…指定建設業 7 業種（上記）に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した方、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した方 - その他

④業種別許可制

建設業の許可は、建設工事の種類ごと（業種別）に行います。

建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の２つの一式工事のほか、２７の専門工事の計２９の種類に分けられており、この建設工事の種類ごとに許可を取得することとされています。

実際に許可を取得するにあたっては、営業しようとする業種ごとに取得する必要がありますが、同時に２つ以上の業種の許可を取得することもできますし、また、現在取得している許可業種とは別の業種について追加して取得することもできます。

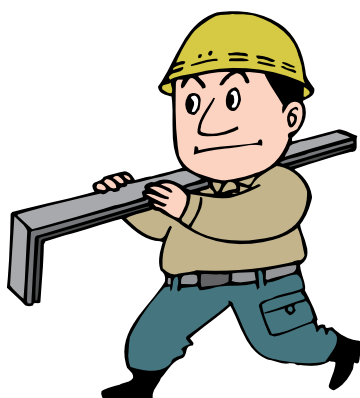
建設工事の種類、工事内容及び許可業種の分類については、下記の表を御覧下さい。（許可は、この表のＡ欄に記載されている建設工事の種類ごとに、同Ｄ欄記載の建設業に分けて行います。）

建設工事の種類 許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	許可業種の区分
建設業法 別表第一（Ａ欄）	昭和４７年３月８日 建設省告示第 ３５０号	許可事務ガイドライン	建設業法 別表第一（Ｄ欄）
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		土木工事業
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		建築工事業
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	大工工事業
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗出し工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	イ）足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事	イ）とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	とび・土工工事業
	ロ）くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ）くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
	ハ）土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ）土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
	ニ）コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ）コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	
	ホ）その他基礎的ないしは準備的工事	ホ）地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	石工事業
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	屋根工事業
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	電気工事業
管工事	冷暖房、冷房冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、	管工事業

	属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事	
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	鉄筋工事業
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	板金工事業
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	ガラス工事業
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	塗装工事業
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	防水工事業
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	電気通信工事業
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	造園工事業
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	さく井工事業
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア	建具工事業

		取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	水道施設工事業
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	消防施設工事業
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	清掃施設工事業
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	解体工事業

(No.91) Ver.4(令和 7 年 2 月 1 日版)



技術者の配置等に関する問い合わせ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市役所 総務部 契約監理課
TEL 083-934-2710 / E-mail keiyaku@city.yamaguchi.lg.jp